

随意契約をすることができる場合に該当することの説明書

<p>地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により随意契約をすることができる場合</p>	<p>今回の契約が左に該当すること等の説明</p>
<p>特定の者でなければ供給することができないものを調達するとき</p>	<p>1 調達する財産や役務等の内容及びその特殊性</p> <p>○本業務は、ねんりんピック開催期間（令和 7 年 10 月 18 日から同月 21 日まで）を含む期間において、全国から参加する選手及びその同行者に対し、岐阜県全体で一体感のある温かいおもてなしを提供することを目的として、以下の事業を実施するものである。</p> <p>＜業務内容 1＞</p> <p>「ねんりんパスポート（仮称）」による特典提供や、モーニングプロジェクトによる金券利用サービスの提供を通じて、県内飲食店等のおもてなし機運を醸成する。</p> <p>＜業務内容 2＞</p> <p>地域密着生活情報誌へのおもてなしキャンペーン特集記事の掲載やイベント広報チラシの配布を通じて、受入れ地域住民のおもてなし機運を醸成する。</p> <p>○県内全域における協力飲食店の募集をはじめ、PR 資材やガイドブックの作成・印刷、デジタルマップの制作、使用済み金券の換金手続き等の幅広い業務を、各協力飲食店との調整を図りながら早急かつ一体的に実施する必要がある。また、岐阜県全体で一体感のあるおもてなし機運を醸成するため、県内全域の地域住民を対象とした広報活動が必要である。</p> <p>2 特定の者以外の者が供給することができないことの説明</p> <p>○「株式会社中広」は、岐阜県内全域を網羅する 12 の生活情報誌を毎月発行している唯一の事業者である。</p> <p>○当該事業者は、県内の飲食店情報に精通しており、短期間での参加店舗の確保ができるほか、生活情報誌への記事掲載により、大会認知度向上・県内機運醸成を図ることが可能。</p> <p>○また、集客効果を最大限高めるためには、選手等にとって分かりやすいガイドブックを作成するとともに、キャンペーンの PR を目的としたポスター等の作成やデジタルマップの制作も求められるが、当該事業者は、先催大会において同様の業務を受託した実績があり、ノウハウや実施体制を有している。</p> <p>○よって、本業務を確実に、且つ効率よく実施できるのは、当該事業者以外にない。</p>

備考 この様式により難いときは、必要な事項を含む適宜の様式によることができる。